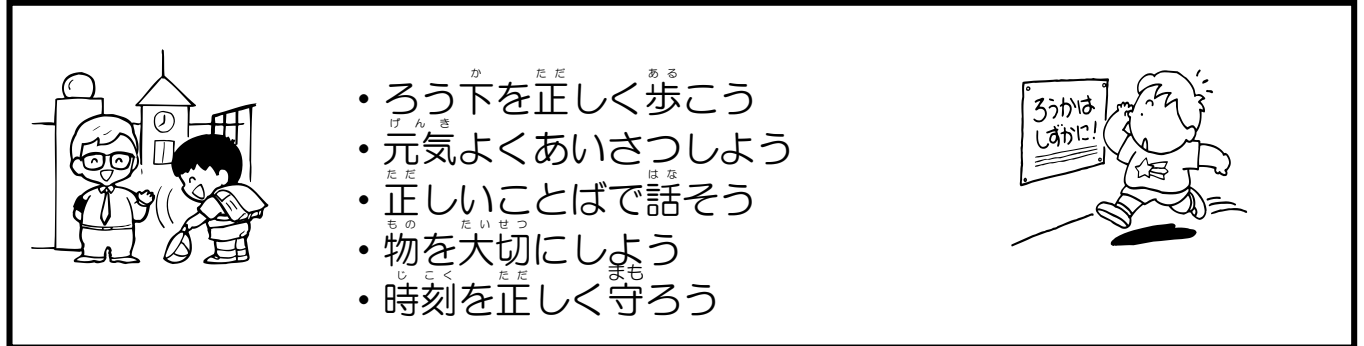


忠和のよい子

旭川市立忠和小学校

<忠和っ子5つのめあて>



- ろう^か下^{ただ}を正^{ある}しく歩^{ある}こう
- 元^{げん}気^きよくあ^あい^いさ^さつ^つし^しよう
- 正^{ただ}しい^いこ^こと^とば^ばで^で話^はそ^そう
- 物^{もの}を大^{たい}切^{せつ}にし^しよう
- 時^じ刻^{こく}を正^{ただ}しく守^{まも}ろう

1 登校・下校について

- ① 忘れ物がなにかたしかめましょう。
- ② 決められた通学路を通りましょう。
- ③ 交通のきまりを守り、事故のないように気をつけましょう。
- ④ 登下校の時刻を守りましょう。

[学校に着く時刻⇒午前8時00分～8時15分 学校から帰る時刻⇒午後3時45分]

◇8時15分までに欠席の連絡（マチコミメールまたは電話）は必ずしましょう。
忠和小学校 Tel62-2923, Fax62-2998

2 持ち物について

- ① すべての持ち物には、必ず名前を書きましょう。
- ② 学習に必要な物以外は、学校に持ってきてはいけません。（いらぬお金やシャープペンシル、必要以上のマスコットなど）

※学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みは原則禁止です。

3 あいさつ・ことばづかいについて

- ① 家の人・友達・知り合いの人には、元気よくあいさつをしましょう。
- ② 正しいことばで話しましょう。

4 あそび・外出について

- ① 外出するときは、「だれと」「どこへ」「何をしに」「いつ帰るか」をはっきり言って、親の許可を得てから出かけましょう。
- ② 映画館・カラオケボックス・ゲームセンター（大型店内のゲーム場を含む）及びゲームコーナー・プリクラ・カードショップなどの出入りは、保護者同伴に限る。（道条例により、パチンコ店などは保護者同伴でも行けません。）
- ③ 商店（デパート・スーパーマーケット・コンビニ・本屋など）に用事がないのにうろつかないようにしましょう。
- ④ 子どもだけで校区外への外出は、原則禁止です。

- ⑤ 公共施設（図書館、サイバル等）は保護者と一緒に行きましょう。（高学年のみ上記施設は保護者の許可を得た場合、友達と出かけてもよい。）
 - ⑥ スキー場・スケート場・サイクリングロードへ行くときは、保護者の許可を得てから行きましょう。（夜間は保護者同伴に限る。）
 - ⑦ 道路・線路・鉄橋・川・池・ぬま・のき下・他人の敷地内などで、遊んではいけません。
 - ⑧ 道路でのミニスキー・そり遊び・雪合戦をしてはいけません。
 - ⑨ 花火は、おとなの人といっしょに、家のかみあっていないところでしましょう。
 - ⑩ 忠和体育館の利用については、施設のきまりを守りましょう。（帰宅時刻以降の利用は、保護者同伴に限る。）
 - ⑪ 友達の家泊まることは原則禁止です。
 - ⑫ 子ども同士のお金の貸し借り、カードなどの物品の売買をしてはいけません。また、物品の交換については、保護者の許可なく勝手に行ってはいけません。
 - ⑬ 外で遊びながらジュースを飲んだり、お菓子等を食べたりしないようにしましょう。
- ※ 子どもだけで外出する際は、お金を持って出かけないようにしましょう。また、お菓子の持ち歩きも同様です。ただし、お金の使用目的（お使い等）がはっきりしている場合は除く。）

-帰宅時刻-	
3～ 4月	午後5時まで
5～ 8月	午後6時まで
9～10月	午後5時まで
11～ 2月	午後4時30分まで

5 事故防止について

〔自転車について〕

- ① 登下校のときは、乗ってはいけません。
- ② スピードの出し過ぎや、横に広がるような乗り方をしてはいけません。
- ③ 見通しの悪いところや広い道に出るときは、必ず一時停止しましょう。
- ④ 自転車のブレーキなどを点検してから乗りましょう。
- ⑤ 保護者の許可を得てから乗るようにしましょう。
- ⑥ 自転車に乗る場合は、ヘルメットを着用しましょう。

〔不審者被害防止について〕

- ① 知らない人とむやみに話したり、物をもらったりして、ついて行かないようにしましょう。
- ② 知らない人の自動車には、さそわれても絶対に乗ってはいけません。
- ③ あやしい人に声をかけられたり、連れて行かれそうになったら、近くの家やお店、子供110番の旗のあるところに助けを求めましょう。また大人にすぐ話し、警察へ通報しましょう。

6 その他

- ① 携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器やインターネットの使用については、家族とルールをしっかりと確認して使い、トラブルのないようにしましょう。